

山本 衛一
山本 衛一
山本 衛一
山本 衛一
山本 衛一
山本 衛一
山本 衛一
山本 衛一
山本 衛一
山本 衛一

山本 衛一
山本 衛一
山本 衛一
山本 衛一
山本 衛一
山本 衛一
山本 衛一
山本 衛一
山本 衛一
山本 衛一

山本 衛一
山本 衛一
山本 衛一
山本 衛一
山本 衛一
山本 衛一
山本 衛一
山本 衛一
山本 衛一
山本 衛一

昭和八年四月十七日
大阪支所長 橋本能保 利
常務理事 吉田 茂 殿
東照セメント株式会社所屬船夫労働争議ノ件
第一本刊登ニ關シテハ對岸者ニ出サシムルコト
未滿ノ者ニ權シテハ其半額ニ支給ス
且シ權限六ヶ月未滿ノ者ニ權シテハ支給セズ六ヶ月以上一ノ年
ノ間ニ金貨正圓ニ對シテ支給シ權限二十五日以内ニ以テ行ハルコト

財團法人協同會大阪支所

第 2520 號

昭和八年四月十七日

大阪支所長 橋本能保 利

常務理事 吉田 茂 殿

東照セメント株式会社所屬船夫労働争議ノ件

事務理事
労働部長
事務主任

841
4845